

平成24年(八)第1224号 損害賠償請求事件

原 告 立 花 孝 志

被 告 野 田 佳 彦

答 弁 書

平成24年10月 4 日

市川簡易裁判所民事2d係 御中

五百蔵洋一法律事務所 (送達場所)

被告訴訟代理人

弁護士 五 百 蔵 洋

弁護士 高 木

電 話

F A X



第1 本案前の答弁

- 1 原告の訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

(理由)

原告の本案訴えは、被告がマニフェストを実現しない、マニフェストに書いていないことをしようとしているため、原告はかなりの不安と不満を感じているので、被告に対し、慰謝料を請求するものと思われる。

1 被侵害利益の漠然性

原告は、「不安と不満を感じている」と主張するが、「不安」や「不満」などは、単なる原告の漠然とした感情に過ぎず、原告のいかなる権利、いかなる法的保護にあたる利益が侵害されたと主張するものなのか全く不明である。

仮に、このような漠然とした個人の「不安」「不満」を理由とする訴訟が適法であるとされれば、安易な訴えの乱発を招き、内閣総理大臣である被告の場合はもちろん、一般的な国民も過大な応訴の負担を強いられることになるとともに、裁判所における訴訟経済上も過大な負担となるため、訴権の濫用として不適法とされるべきである。

2 自己図利益目的

原告は「立花孝志ひとり放送局」と題して YouTube で「テレビや新聞や雑誌に載っていない情報を皆さんにお届けします」として、多数の動画を配信するとともに（原告自身、訴状「請求の原因」第三で記載している「野田総理と民主党に謀反を起こしました」と題する動画もその1つである。）、当該動画と同一画面上にて、「ご賛同いただける方（日本国籍の個人のみ、法人会社は受け付けません）は、ご寄付【カンパ】」をお願いします」などと記載し、寄付金の募集を行っているところ（乙1）、内閣総理大臣である被告を提訴したことを当該動画にて公開することにより、当該動画の閲覧件数を伸ばし、また、それによる寄付金の増加を図ろうとしていることは明白である。

また、内閣総理大臣である被告を提訴したことを当該動画等にて公開することにより、視聴者の注目を集め、被告の名を広く知らしめることにもなるといえる。

したがって、原告は、専ら自己の動画の閲覧件数や寄付金の増加、あるいは自己の売名のために、本訴訟を提起したことは明らかであり、民事訴訟制度の悪用といえる。

3 まとめ

以上のように、本件訴訟は、民事訴訟制度を悪用したものであり、信義則に反する

訴えであるから、訴権の濫用（訴えの利益がない）として速やかに不適法却下されるべきである。

第2 本案の答弁

（請求の趣旨に対する答弁）

- 1 原告らの請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

（請求の原因に対する答弁）

本案前の答弁で述べたように、本訴訟において、原告が、原告のいかなる権利、いかなる法的保護にあたる利益が侵害されたと主張するものなのか全く不明である。

したがって、仮に訴えの利益がないとはいえないとしても、原告の請求に理由のないことは明らかであるから速やかに棄却されるべきである。

以 上